

射水市犯罪被害者等支援（素案）に関するパブリック・コメントの 実施結果について

1 実施期間

令和7年11月25日(火)から12月25日(木)まで

2 閲覧を行った書類

射水市犯罪被害者等支援条例（素案）

射水市犯罪被害者等支援条例（素案）概要

3 書類の閲覧場所等

(1) 射水市ホームページ

(2) 窓口等での閲覧（6箇所）

ア 射水市生活安全課

イ 各地区センター

ウ 中央図書館

4 寄せられたご意見等

(1) 意見等の提出者数 2名

(2) 意見の件数 2件

5 ご意見等の提出方法

(1) 郵送 0件

(2) FAX 2件

(3) 電子メール 0件

6 ご意見等の概要・ご意見等に対する考え方

別紙のとおり

6 ご意見の概要・ご意見に対する市の考え方

No	ご意見等の概要	ご意見等に対する市の考え方
1	射水市犯罪被害者等支援条例（素案）第4条 ^{*1} に基づき策定される射水市における支援施策や、その実施状況について、より効果的な支援となるよう、公表していただきたい。	射水市における支援施策については、今後、一覧表等を作成のうえ、ホームページ等により公表することとしています。また、実施状況については、個人情報の適切な取扱いの確保を前提に、公表方法等を検討してまいります。
2	射水市犯罪被害者等支援条例（素案）第5条 ^{*2} 中の「市民」について、できるだけ幅広い方々を対象とすることを念頭に、第2条において「市民」の定義を規定する等としてはどうか。	本市としては、ご意見のとおり、できるだけ幅広い方々を条例（素案）第5条の対象とする必要があると考えています。「市民」の定義は、住所の有無や通勤通学の状況、利害関係の有無など、法令や施策等によって様々ありますが、定義することで、結果的に対象を限定することとなることから、定義しないこととしました。

^{*1} 第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

^{*2} 第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的な被害（周囲の無理解や心ない言動等による被害をいう。以下次条及び第15条において同じ。）等により犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。